

府政共生693号
26文科初第519号
雇児発0731第1号
平成26年7月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会
附属幼稚園を置く各国立大学法人の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤よし子

（印影印刷）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の公布について（通知）

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第2項及び第

4項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）の全部を改正し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「新告示」という。）として本日付け官報において告示いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

新告示の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 全般に関する規定の整理等について

(1) 幼保連携型認定こども園に関する規定の整理（第一、第四、第五及び第八関係）

幼保連携型認定こども園に関する各種基準については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）による改正後の法第13条第2項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「認可基準」という。）において定められることとなったため、新告示において、幼保連携型認定こども園に関する規定を削除すること等の規定の整理を行ったこと。

(2) 一部改正法の施行に伴う用語の整理（第一から第四まで及び第八関係）

一部改正法による改正後の法第2条において「保育機能施設」、「教育」、「保育」、「保育を必要とする子ども」等の用語について新たに定義が置かれたため、新告示においても当該定義に基づき、用語の整理を行ったこと。

2．職員配置に関する改正について（第二及び附則第2項関係）

幼保連携型認定こども園の職員配置について、従来は、満3歳以上の短時間利用児おおむね35人につき職員1人以上という基準としていたところであるが、認可基準上、子どもの利用時間区分にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき職員1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき職員1人以上という基準に見直されたため、新告示においても同様に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置について、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき職員1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき職員1人以上としたこと。

また、現行の幼保連携型認定こども園が一部改正法附則第3条第2項に定めるみなし幼保連携型認定こども園となる場合において、現状の職員数では改正後の職員配置基準を満たせなくなることが想定されることから、認可基準上、一部改正法の施行の日から5年間は、幼保連携型認定こども園の職員配置についてなお従前の例によることができることとする経過措置が設けられたことを踏まえ、新告示においても同様に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置について、一部改正法の施行の日から5年間は、なお従前の例によることができることとしたこと。

3．設備に関する改正について（第四の八関係）

幼保連携型認定こども園の調理室について、従来は、自園調理による食事提供を行う子どもの数の多寡にかかわらず、必置とされていたところであるが、認可基準上、自園調理による食事提供を行う子どもの数が20人未満である場合は、独立した調理室の設置まで求めず、必要な調理設備を備えればよいこととされたため、新告示においても同様に、幼稚園型認定こども園の調理室について、自園調理による食事提供を行う子どもの数が20人未満である場合は、独立した調理室の設置まで求めず、必要な調理設備を備えればよいこととしたこと。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料): 新告示の条文(官報掲載版)

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38349

FAX: 03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 3137

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7920

FAX: 03-3595-2674